

八尾市立児童発達支援センタ一条例の一部改正  
新旧対照表

現 行	改 正 案												
目次	目次												
第1章 略	第1章 略												
第2章 <u>八尾市立福祉型児童発達支援センター</u> (第3条—第13条)	第2章 <u>八尾市立児童発達支援第1センター</u> (第3条—第10条)												
第3章 <u>八尾市立医療型児童発達支援センター</u> (第14条—第21条)	第3章 <u>八尾市立児童発達支援第2センター</u> (第11条—第21条)												
第4章 略	第4章 略												
附則	附則												
第1章 略	第1章 略												
(設置)	(設置等)												
第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第2項に規定する障害児に対して通所支援及び相談支援を行うため、本市に、法第43条に規定する児童発達支援センターとして、 <u>八尾市立福祉型児童発達支援センター</u> （以下「福祉型センター」という。）及び <u>八尾市立医療型児童発達支援センター</u> （以下「医療型センター」という。）を設置する。	第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第2項に規定する障害児に対して通所支援及び相談支援を行うため、本市に、法第43条に規定する児童発達支援センターとして、 <u>八尾市立児童発達支援第1センター</u> （以下「第1センター」という。）及び <u>八尾市立児童発達支援第2センター</u> （以下「第2センター」という。）を設置する。												
(名称及び位置)	(名称及び位置)												
第2条 福祉型センター及び医療型センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 第1センター及び第2センターの名称及び位置は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八尾市立福祉型児童発達支援センター</td> <td>八尾市西高安町三丁目11番地</td> </tr> <tr> <td>八尾市立医療型児童発達支援センター</td> <td>八尾市八尾木二丁目90番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	八尾市立福祉型児童発達支援センター	八尾市西高安町三丁目11番地	八尾市立医療型児童発達支援センター	八尾市八尾木二丁目90番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八尾市立児童発達支援第1センター</td> <td>八尾市八尾木二丁目90番地</td> </tr> <tr> <td>八尾市立児童発達支援第2センター</td> <td>八尾市西高安町三丁目11番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	八尾市立児童発達支援第1センター	八尾市八尾木二丁目90番地	八尾市立児童発達支援第2センター	八尾市西高安町三丁目11番地
名称	位置												
八尾市立福祉型児童発達支援センター	八尾市西高安町三丁目11番地												
八尾市立医療型児童発達支援センター	八尾市八尾木二丁目90番地												
名称	位置												
八尾市立児童発達支援第1センター	八尾市八尾木二丁目90番地												
八尾市立児童発達支援第2センター	八尾市西高安町三丁目11番地												
第2章 八尾市立福祉型児童発達支援センタ	第2章 八尾市立児童発達支援第1センター												
(事業等)	(事業等)												
第3条 福祉型センターは、次に掲げる事業を行う。	第3条 第1センターは、次に掲げる事業を行う。												
(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する事業	(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）に関する事業												
(2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）に関する事業	(2) 法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関する事業												
(3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相	(3) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）に関する事業												
	(4) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相												

談支援（以下「障害児相談支援」という。）に関する事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業

2 略

(開館時間等)

第4条 福祉型センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、第11条に規定する指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、市長の承認を得て、同項の開館時間を変更することができる。

4 福祉型センターの療育時間は、前3項に規定する開館時間の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(休日)

第5条 福祉型センターの休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び第2土曜日

(2)・(3) 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、同項の休日を変更し、又は臨時に休日を定めることができる。

(利用資格)

第6条 福祉型センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる事業 法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等を支給する旨の決定（以下「通所給付決定」という。）に係る児童その他市長が特に必要と認める児童

(2) 第3条第1項第3号に掲げる事業 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者（以下「障害児相談支援対象保護者」という。）及びその児童

(3) 第3条第1項第4号に掲げる事業 市長が特に必要と認める者

(利用契約の締結)

第7条 福祉型センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者と福祉型センターの利用に関する契約を締結しなければならない。ただし、第3条第1項第4号に掲げる事業については、この限りでない。

(利用料金)

談支援（以下「障害児相談支援」という。）に関する事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条第1項に規定する設置の目的を達成するために必要な事業

2 略

(開館時間等)

第4条 第1センターの開館時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。

2 略

3 第1センターの療育時間は、前2項に規定する開館時間の範囲内で市長が定めるものとする。

(休日)

第5条 第1センターの休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2)・(3) 略

2 略

(利用資格)

第6条 第1センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事業 法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等を支給する旨の決定（以下「通所給付決定」という。）に係る児童その他市長が特に必要と認める児童

(2) 第3条第1項第4号に掲げる事業 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者（以下「障害児相談支援対象保護者」という。）及びその児童

(3) 第3条第1項第5号に掲げる事業 市長が特に必要と認める者

(利用契約の締結)

第7条 第1センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市と第1センターの利用に関する契約を締結しなければならない。ただし、第3条第1項第5号に掲げる事業（市長が定めるものを除く。）については、この限りでない。

(費用)

第8条 前条に規定する利用契約（障害児相談支援に係るものを除く。）を締結した者は、規則で定めるところにより、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

#### （利用料金の減免）

第9条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。

#### （利用料金の還付）

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

#### （指定管理者による管理）

第11条 福祉型センターの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

#### （指定管理者が行う管理の基準）

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、福祉型センターの管理を行わなければならない。

#### （指定管理者が行う業務の範囲）

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる福祉型センターの事業に関すること。
- (2) その他福祉型センターの管理運営に関すること。

### 第3章 八尾市立医療型児童発達支援センター

#### （事業等）

第14条 医療型センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に関する事業
- (2) 法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関する事業
- (3) 保育所等訪問支援に関する事業
- (4) 障害児相談支援に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業

## 2 略

#### （開館時間等）

第15条 医療型センターの開館時間は、午前8時45分

第8条 前条に規定する利用契約（障害児相談支援に係るものを除く。）を締結した者は、規則で定めるところにより、当該利用に係る費用（以下「費用」という。）を納付しなければならない。

2 診療に関する料金については、法令に別段の定めがあるもののほか、八尾市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年八尾市条例第31号）で定める料金に関する規定の例による。

#### （費用の減免）

第9条 市長は、規則で定めるところにより、費用を減免することができる。

#### （費用の還付）

第10条 既納の費用は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

### 第3章 八尾市立児童発達支援第2センター

#### （事業等）

第11条 第2センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童発達支援（法第6条の2の2第2項に規定する治療に係るものを除く。）に関する事業
- (2) 保育所等訪問支援に関する事業
- (3) 障害児相談支援に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条第1項に規定する設置の目的を達成するために必要な事業

## 2 略

#### （開館時間等）

第12条 第2センターの開館時間は、午前8時45分

分から午後5時15分までとする。

## 2 略

3 医療型センターの療育時間は、前2項に規定する開館時間の範囲内で市長が定めるものとする。

### (休日)

第16条 医療型センターの休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2)・(3) 略

## 2 略

### (利用資格)

第17条 医療型センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 第14条第1項第1号から第3号までに掲げる事業 通所給付決定に係る児童その他市長が特に必要と認める児童

(2) 第14条第1項第4号に掲げる事業 障害児相談支援対象保護者及びその児童

(3) 第14条第1項第5号に掲げる事業 市長が特に必要と認める者

### (利用契約の締結)

第18条 医療型センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市と医療型センターの利用に関する契約を締結しなければならない。ただし、第14条第1項第5号に掲げる事業については、この限りでない。

### (費用の負担)

第19条 前条に規定する利用契約（障害児相談支援に係るもの）を締結した者は、規則で定めるところにより、当該利用に係る費用（以下「費用」という。）を納付しなければならない。

2 診療に関する料金については、法令に別段の定めがあるもののほか、八尾市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年八尾市条例第31号）で定める料金に関する規定の例による。

### (費用の減免)

第20条 市長は、規則で定めるところにより、費用を減免することができる。

### (費用の還付)

から午後5時15分までとする。

## 2 略

3 第1項の規定にかかわらず、第19条に規定する指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、市長の承認を得て、同項の開館時間を変更することができる。

4 第2センターの療育時間は、前3項に規定する開館時間の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

### (休日)

第13条 第2センターの休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び第2土曜日

(2)・(3) 略

## 2 略

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、同項の休日を変更し、又は臨時に休日を定めることができる。

### (利用資格)

第14条 第2センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 第11条第1項第1号及び第2号に掲げる事業 通所給付決定に係る児童その他市長が特に必要と認める児童

(2) 第11条第1項第3号に掲げる事業 障害児相談支援対象保護者及びその児童

(3) 第11条第1項第4号に掲げる事業 市長が特に必要と認める者

### (利用契約の締結)

第15条 第2センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者と第2センターの利用に関する契約を締結しなければならない。ただし、第11条第1項第4号に掲げる事業については、この限りでない。

### (利用料金の負担)

第16条 前条に規定する利用契約（障害児相談支援に係るもの）を締結した者は、規則で定めるところにより、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

### (利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。

### (利用料金の還付)

第21条 既納の費用は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

第22条 略

第18条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第19条 第2センターの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、第2センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第11条第1項各号に掲げる第2センターの事業に関すること。

(2) その他第2センターの管理運営に関すること。

第22条 略